

令和8年5月25日

第 34 回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

- 令和8年5月25日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第34回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。
- 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	2番	山本秀弘
〃	3番	川合 一
〃	4番	落 雅美
〃	5番	宮野秀子
〃	6番	井川和彦
〃	7番	野呂栄二
〃	8番	松村宗雄
〃	9番	坂本純科
〃	10番	土居 義和
〃	11番	石岡 渡
〃	12番	梅田 徹
〃	13番	池田 裕之
〃	14番	片山 裕
〃	15番	曾我 貴彦
〃	16番	細山 正己

- 本日、この会議を欠席した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	中岡博晃
------	----	------

- 本日、この会議に参加したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局 局長	佐々木 孝太
	事務局 次長	佐藤 隆広
	農地係 主任	本間 敦也
	振興係 主任	中村 利美

- 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

議案第2号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について

(開会宣言の時刻午後 1 時 3 0 分)

細山議長

定刻になりましたので、ただ今から第 3 4 回余市町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は、15 名であります。

よって過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第 10 条の規定により総会は成立いたしました。

なお、本日、1 番 中岡委員は所用のため、欠席する旨、届出がありましたことをご報告いたします。

本総会の傍聴について、ご報告いたします。

本会会議規則第 30 条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を 10 名に制限することをご報告いたします。

本総会に付議する案件は、議案 2 件であります。

それでは、日程に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名委員の指名についてをお諮りいたします。

一 同

議長指名

細山議長

議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。

6 番・井川委員、11 番・石岡委員のご両名にお願い申し上げます。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

(休憩中に農用地利用集積等推進会議開催)

(休憩時間午後 1 時 31 分～午後 1 時 37 分)

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第 1 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定についてを議題に供します。

番外から内容説明いたさせます。

佐藤次長

ただ今、上程されました議案第 1 号につきまして、私の方から朗読説明させていただきます。

3 ページをお開き願います。

議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、余市町長より意見を求められた、別紙、農用地利用集積等促進計画(案)について決定し、同法第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構に対して計画を定めるべき旨の要請をすることについて、審議採決願いたい。

13ページをお開き願います。

農用地利用集積等促進計画作成に係る農地中間管理事業の推進に関する法律18条第5項確認書でございます。農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号に該当する必要がある、当該申し出により作成された計画（案）の内容は、すべて要件を満たしていると考えます。

以上、上程されました議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、ご説明申し上げましたので、各委員におかれましては、よろしくご審議ご決定賜りますようお願い申し上げます。

細山議長 事務局からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第1号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

細山議長 ご異議がないようですので、議案第1号につきまして提案のとおり可と決定いたします。

次に、議案第2号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

佐々木局長 ただ今、上程されました議案第2号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第2号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について。令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、別紙のとおり本会に付議する。

令和8年5月25日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

15ページをお開き願います。

令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）でございます。

令和7年4月1日現在の農業委員会の体制、農家、農地等の概要を記載しております。

16ページをお開き願います。

1、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積でございますが、①現状及び課題としまして、管内の農地面積は1,420ha、これまでの集積面積は1,279ha、集積率は90.0%でございます。

課題ですが、経営主の高齢化、担い手不足による遊休農地化、農地の分散等が農地の確保、有効利用を図る上での課題としております。

②目標としまして、農地の集積の目標年度は13年度、集積率は95%、新規集積面積は24ha、農地面積は1,420ha、累計の集積面積は1,303ha、集積率は91.8%でございます。

③実績としまして、新規集積面積は27ha、農地面積は1,420ha、累計の集積面積は1,306ha、集積率は92.0%、達成状況は100.2%でございます。

農業委員会の点検結果は、目標を上回る結果となったでございます。

次に、(2)遊休農地の発生防止、解消でございますが、①現状及び課題としまして、遊休農地面積は0haと解消されておりますが、経営主の高齢化と担い手不足による遊休農地の発生防止を図る必要があるとしてございます。

17ページをお開き願います。

②目標としまして、令和3年度の遊休農地面積は0ha、解消目標面積は0.0haでございます。

③実績でございますが、解消面積は0ha、達成状況は0%でございます。

④その他ですが、農地の利用状況調査を8月に実施し、9月に結果を取りまとめています。農地の利用意向調査は1月、2月で実施しています。

農業委員会の点検結果は、目標に対して期待通りの結果が得られたでございます。

次に、(3)新規参入の促進でございますが、①現状及び課題としまして、3年間の状況を記載しております。課題として、担い手の高齢化が進んでいる中、新規就農者を育成、確保し就農後の定着を図るため、関係機関等と連携を図り、情報収集を行い、意欲ある新規就農者等の確保に努める。個人が法人化する動きも多くなっている。また、既に就農している新規就農者のフォローアップを行うとしております。

18ページをお開き願います。

②目標としまして、3年間の権利移動面積の平均が61.2haであり、その1割の6.1haを目標としています。

③実績としまして、6.7ha、達成状況は、109.8%でございます。

農業委員会の点検結果は、目標を大きく上回る結果となったでございます。

2、最適化活動の活動目標ですが、1人当たりの活動日数は5日、活動強化月間の設定ですが3回の設定回数に対し、3回の実績となっています。

19ページをお開き願います。

新規参入相談会への参加ですが、目標の1回に対し、1回の実績となっています。目標の達成状況の評語ですが、目標に対して期待どおりの結果が得られたとしております。

20ページをお開き願います。

推進委員等の点検・評価結果ですが、目標に対して期待どおりの結果が得られたとしております。

21ページをお開き願います。

3、事務の実施状況ですが、1 総会、部会の開催実績としまして、総会が12回開催されております。

2 農地法第3条に基づく許可事務につきましては、1年間の処理件数としまして、16件 うち許可件数16件でございます。

3 農地転用に関する事務につきましては、1年間の処理件数7件 うち許可件数7件でございます。

4 違反転用への対応としましては、年度末時点の違反転用面積は0haでございます。

以上、議案第2号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

細山議長 事務局からの内容説明が終わりましたので、これより審議に入ります。議案第2号について、ご異議ございませんでしょうか。

2 番 はい、2番

細山議長 はい、2番

2 番 15ページ中の認定農業者6件、認定農業者に準ずる者4件となっておりますが、この準ずる者とはどういう者なのでしょうか。

佐々木局長 2番山本委員の質問に答弁させていただきます。認定農業者に準ずる者ですが、余市町で基本構想というものを作成しておりまして、その基本構想の中で農業者が最低限といいますか、基準を設けておりまして、面積ですとか収穫量ですとか、基準を上回っている方について準ずる者としております。

2 番 再度質問させていただきます。認定農業者と準ずる者は同じではないと考えてよろしいか。

佐々木局長 2番山本委員の質問に答弁させていただきます。同じではありません。資格というか計画を出して、その上で認定を受けた方が認定農業者になるので、手続きをしていないという部分で同じではないという形になるかと思えます。

3 番 はい、3番

細山議長 はい、3番

3 番 2番の基本構想水準達成率185人の中に、4人がいるということですね。認定農業者の評価ですね。4人がいるというのは、農業委員の中にいるということですね。

佐々木局長 3番川合委員の質問に答弁させていただきます。農業委員の中にいるということでございます。

9 番 はい、9番

細山議長 はい、9番

9 番 単純な質問なんですけど、基幹的農業従事者数っていう人はどういう定義なのでしょう。通年の雇用って意味ですか。もう一つ聞いたかったのが外国人の実習生的な人材というのは、これにカウントされないのでしょうか。

佐々木局長 9番坂本委員の質問に答弁させていただきます。この農業委員会の状況に挙げている農業者数ですとか従事者数、これについては、2020年の農業センサスの内容を転機させていただいております。農業センサスの中で外国人の従事者数が入っているかどうかは把握しておりません。農業センサスの数値を使用しているということでございます。

9 番 この表については、そういうふうに理解するということが結構なんですけど、そういう外国人の人材がどのくらいいるのかというのは把握されていないのでしょうか。そういうデータも今後農業の経営を考えるにあたって、どこかで把握したほうがよいのではとないかと。

佐々木局長 9番坂本委員の質問に答弁させていただきます。外国人の把握ですけれども、この農業センサスの中に数値があるかどうかの一つですが、実際の

部分としては、農業者に直接といいますか、設定のある農協さんですとか
が把握されていると思います。農業委員会としては、農地を取得したとか、
権利を取得したといったものは当然把握しております。

農業従事者のこういった状況については、実務を行っている農協が把握
されていると認識しております。

12番 はい、12番

細山議長 はい、12番

12番 17ページの課題の最後の部分の、既にか腕にとっており、漢字が異
なると思います。

佐々木局長 12番梅田委員の質問に答弁させていただきます。記載の誤りとして訂
正してお詫び申し上げます。

細山議長 他にご異議ございませんでしょうか。

一同 異議なし

細山議長 ご異議がないようですので、議案第2号につきまして申請のとおり可と
決定いたします。

以上、本日もご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、
第34回総会を閉会いたします。

(閉会宣言の時刻 午後2時00分)

(本会議所要時間 24分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議長 余市町農業委員会 会長

議事録署名委員 余市町農業委員 6番

議事録署名委員 余市町農業委員 11番